

特集《意匠》

弁理士が知っておくべき、 新しい画像デザインの保護

令和元年度 意匠委員会 安立 卓司

【協力】

奥田 百子, 香原 修也, 五味 飛鳥, 岡田 充浩, 保崎 明弘,
大沼 加寿子, 竹山 尚治, 岩田 智一, 杉浦 健文, 青木 覚史

要 約

令和元年度意匠法改正により、物品とは独立した画像のみからなる意匠（画像意匠）が新たに保護されることとなった。これにより、アイコン単体の画像意匠やウェブサイトの画像意匠についても、意匠権が発生することになる。本稿では、改正の経緯やその内容のポイントに触れつつ、弁理士業務全体に及ぼす影響についても言及する。

目次

1. はじめに～令和元年度意匠法改正のインパクト
2. 画像デザイン保護の経緯
 - (1) 平成 10 年改正
 - (2) 平成 18 年改正
 - (3) 平成 23 年審査基準改訂
 - (4) 平成 28 年審査基準改訂
 - (5) 改正前の画像に関する意匠の保護状況
 - (6) 問題点
3. 改正法及び改訂審査基準の内容
 - (1) 保護対象
 - (2) 出願
 - (3) 一意匠
 - (4) 類否判断
4. 弁理士が備えておくべきこと
5. おわりに

1. はじめに～令和元年度意匠法改正のインパクト

永らく、意匠とは、物品の形態であった（改正前意匠法 2 条 1 項）。つまり、物品に関するものでなければ、それは意匠ではないため、意匠法では保護されなかった。

しかし、令和元年度意匠法改正により、物品から独立した画像のみの意匠（画像意匠）が新たな保護対象に追加された（意匠法 2 条 1 項）。新たな保護対象については、意匠が物品の制約から解放されたのであ

る。これにより、物品との結びつきが弱いために従前は保護されてこなかったウェブサイトの画像等についても、意匠権が発生し得ることになった。

ここで最も肝要なのは、意匠制度の当事者が爆発的に増えることだ。想像してみてください。これだけ情報技術が発展した世の中で、ウェブサイトを持っていない事業者は少数だろう。すなわち、ウェブサイトを持っている世の中のほとんどの事業者が、意匠権を取得するチャンスを得るし、逆に、意匠権侵害のリスクを負うのである。

これは、意匠を専門にする弁理士だけの問題ではない。クライアントから自社のウェブサイトについて意匠権侵害の相談が寄せられたとき、適切に助言し対応することができるだろうか。

2. 画像デザイン保護の経緯

そもそも、これまで意匠法は、画像デザインをどのように保護し、保護してこなかったのか。簡単に振り返る。

(1) 平成 10 年改正

平成 10 年意匠法改正により、部分意匠制度が導入された。これにより、意匠法において画像デザインの保護を受けやすくなった⁽¹⁾。しかし、あくまで有体物である「物品」の外観形状等を保護することが前提で

あるため、「物品」を際限なく拡大解釈しないよう、保護を受けられる画像デザインは、非常に限定的であった⁽²⁾。この時点では、「液晶時計の時刻表示」のようにそれがなければ物品自体が成り立たない画像デザイン（いわゆる表示画像）や、「携帯電話の初期画面」のように機器の初動操作に必要な不可欠なものに限り、保護されていた。

（２）平成 18 年改正

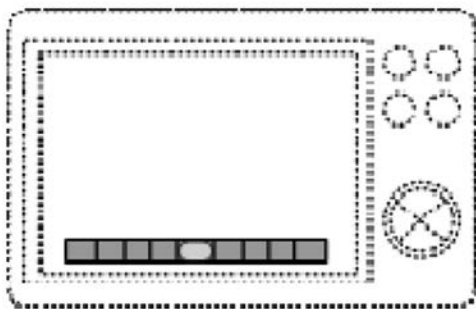
しかし、家庭用電気製品や情報機器の操作ボタンについては、物理的な部品から電子的な操作画面への置き換えが増加していた。このように機器を操作するための画像デザインは、機器の使用状態を考慮して使いやすさ、分かりやすさ、美しさ等の工夫がなされ、家電機器等の品質や需要者の選択に大きな影響を与えていた。また、企業において、画像デザインへの投資が重要になってきたが、従来の保護の枠組では、機器を操作するために生み出される新しい画像デザインを適切に保護することができなくなっていた⁽³⁾。そこで、平成 18 年意匠法改正により、物品の機能に基づく表示画像や「初期画面」だけでなく、いわゆる操作画像の意匠も保護することとし（改正前意匠法 2 条 2 項）、さらには、「一体として用いられる別物品（例えばテレビ受像機）に表示される DVD プレーヤーの操作画像の意匠」も保護されることになった。

（３）平成 23 年審査基準改訂

平成 18 年改正では操作画像の保護について整備されたが、平成 23 年の審査基準改訂では、表示画像の保護要件がさらに明確化された⁽⁴⁾。すなわち、表示画像について、「物品の表示部に表示される画像が、そ

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】



撮影支援情報表示（水準器表示）

図 1 平成 23 年改訂審査基準に明記された例

の物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」が保護要件として審査基準に明記されると共に、例えば物品「デジタルカメラ」の場合、撮影機能以外の付随機能（カメラの傾きを感知する水準器機能）についても、機器と密接に関連していれば、表示画像として認められる旨明記された（図 1）。

但し、表示画像や操作画像は、その物品にあらかじめ記録されていなければならなかった⁽⁵⁾。つまり、物品の内部メモリに画像プログラムがあらかじめ保存されていなければ、意匠法により保護されなかったのである。

（４）平成 28 年審査基準改訂

しかし、情報通信技術の急速な発展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加した。スマートフォンやタブレットコンピュータといったモバイルデバイスは、本質的には情報処理装置であって、事後的にソフトウェアをインストールすることで、電卓にもなれば、音楽再生プレーヤーにもなる。

そこで、平成 28 年審査基準改訂により、事後的に記録された画像についても、意匠を構成するものとして取り扱うこととした⁽⁶⁾。但し、モバイルデバイスは汎用的すぎて機能が不明確であることから、物品名を「○○機能付き電子計算機」として出願することとなった（図 2）。

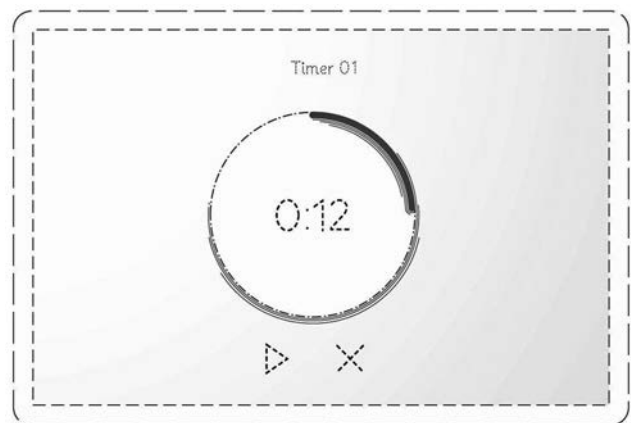


図 2 意匠登録第 1639305 号「タイマー機能付き電子計算機」

（５）改正前の画像に関する意匠の保護状況

① 表示画像の保護要件⁽⁷⁾

- ・画像を含む意匠に係る物品が、意匠法上の物品であること
- ・その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

・その物品に記録された画像であること

② 操作画像の保護要件⁽⁸⁾

- ・画像を含む意匠に係る物品が、意匠法上の物品であること
- ・物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
- ・当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

・その物品に記録された画像であること

すなわち、これらの保護要件を充足しない画像に関する意匠はすべて、意匠法では保護されてこなかった。

(6) 問題点⁽⁹⁾

このように、①物品への記録が保護要件となってい
たため、例えばウェブサイトの画像（図3）などネッ



図3 ナビタイム社のウェブサイトより抜粋
<https://www.navitime.co.jp/>

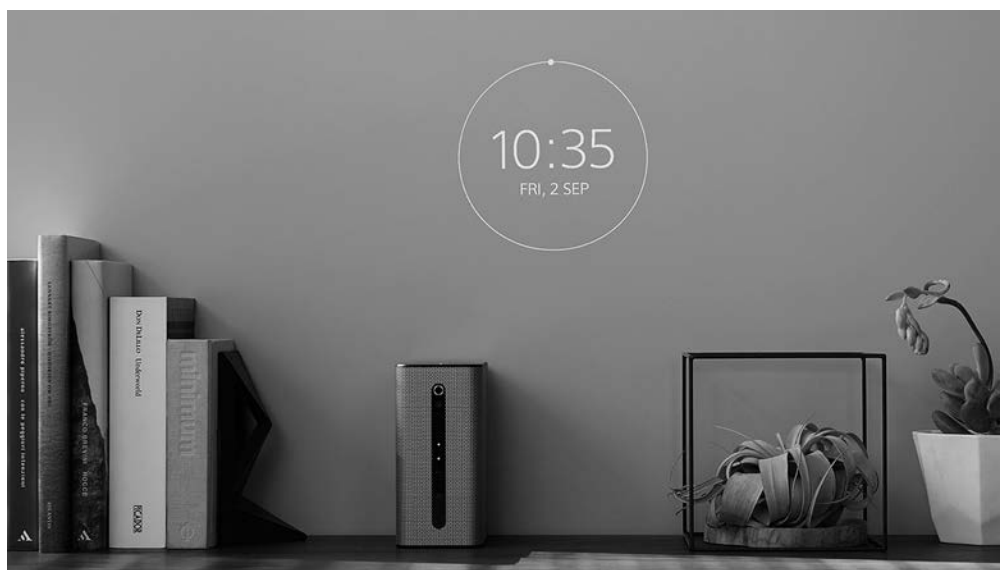


図4 ソニー株式会社 “AnySurface”
<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/design/stories/anysurface/>

トワークを通じて表示される画像が保護されていなかった。意匠が物品の形態である以上、物品とそれなりに強い繋がりがある画像しか保護できなかったのである。

この点、②米国、欧州、中国、韓国では、物品に記録されていない画像に関する意匠についても、保護されているという実情がある。

また、物品とそれなりに強い繋がりが求められるという点で、③物品への表示が保護要件となっていた。そのため、壁や人体など物品以外の場所に投影される画像（図4）が保護されていなかった。

この点、④欧州や米国では物品以外の場所に投影される画像が保護されている。

そこで、かかる問題点を解消すべく、この度意匠法が改正された。

3. 改正法及び改訂審査基準の内容

(1) 保護対象

① 全体像

令和元年度意匠法改正により、法上の「意匠」の定義規定は次のようになった（筆者により一部改変）。

この法律で「意匠」とは、(i) 物品…の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、(ii) 建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は (iii) 画像（機器の操作の

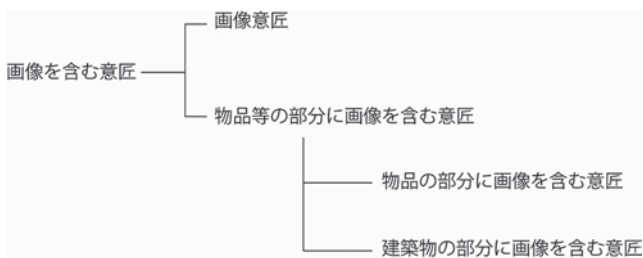


図5 用語の整理



「商品購入用画像」
（ウェブサイトの画像）

図6 操作画像に該当する画像の例1（審査基準第IV部第1章3.1）

用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限りに、画像の部分を含む。…）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

すなわち、(i) 従来型の物品の意匠に加え、新たに (ii) 建築物の意匠、(iii) 画像意匠が保護対象に追加された。画像については、物品から独立した画像単体でも、保護されることになったのである。但し、かつこ書により、操作画像と表示画像に限って保護される。これは従前と同じである⁽¹⁰⁾。

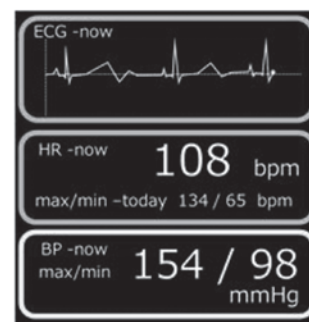
ここで重要なのは、画像を含む意匠について、(i) 従来通り、ディスプレイに画像を表示して物品に係る意匠として権利化してもよいし、(iii) ディスプレイ等に表示される画像を取り出して画像のみ権利化してもよいということである。これは出願人の選択に委ねられる。

審査基準では、(i) を「物品等の部分に画像を含む意匠」、(iii) を「画像意匠」と定義する⁽¹¹⁾。(i) で「物品等」としたのは、建築物が「意匠」に追加されたので、物品と画像が結合した意匠に加え、建築物と画像が結合した意匠が新しくできたからである（図5）。



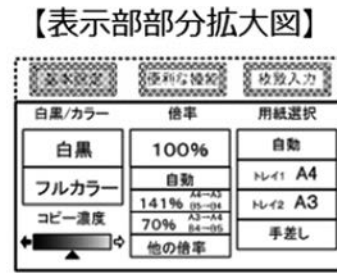
「アイコン用画像」
（クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン）

図7 操作画像に該当する画像の例2（審査基準第IV部第1章3.1）



「医療用測定結果表示画像」

図8 表示画像に該当する画像の例（審査基準第IV部第1章3.1）



【意匠に係る物品】複写機
 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

図9 物品の部分としての画像を含む意匠の例（審査基準第IV部第1章3.2）

② 保護される画像の例

(i) 画像意匠

特筆すべきは、このように、ウェブサイトの画像や(図6)、操作アイコンの画像単体(図7)で権利化できるようになったことである。

図8の例では、医療測定結果を示すという機能を果たすために必要な表示を行う画像であることから、表示画像として保護される。

これに対し、操作画像、表示画像のいずれにも該当しない画像、例えばコンテンツの画像は、法上の意匠と判断されない。コンテンツの画像が意匠法で保護されないのは、従前通りである。

(ii) 物品等の部分に画像を含む意匠

基本的には、従前と同じイメージである(図9)。依然として物品「〇〇機能付き電子計算機」として出願することもできる。

但し、令和元年度改正により、操作画像であっても、物品(DVDレコーダー)と一体として用いられる物品(テレビ)に表示される画像は出願できなくなるので、注意が必要である。一体として用いられる物品に表示される画像について規定した改正前2条2項がなくなったためである。したがって、改正後は、物品と一体として用いられる物品に表示される操作画像について権利化する場合、物品から独立した画像意匠として出願しなければならない。

(2) 出願

① 画像意匠

(i) 意匠に係る物品

「意匠に係る物品」欄には、「画像の用途」を記載しなければならない(意匠法6条1項3号)。審査基準⁽¹²⁾によれば、かなり抽象的な記載であっても、用途が特定できればよい。例えば、「情報表示用画像」「取引用画像」「数値入力用画像」「アイコン用画像」などが認められる。「〇〇用GUI」でもよい。

(ii) 意匠に係る物品の説明

「意匠に係る物品」欄の記載だけでは、画像の用途を明確にすることができない場合は、当該説明欄に画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載する。

(iii) 図面

一般的には平面的な図面が多いであろうが、近年の画像技術の進展により、立体的に視認可能な画像も登場している。この場合、立体的な図面も出願可能である。平面的な画像は「画像図」、立体的な画像は「画像正面図」など「画像〇〇図」として提出する(図10)。図10の例では、白い部分はあたかも柱のように視認される。

② 物品等の部分に画像を含む意匠

従来通りの出願方法であるため、J-PlatPatなどをご参照いただきたいが、上述の通り改正前2条2項がなくなっている点に留意されたい。また、従来型の出願の場合、「画像図」や「画像〇〇図」を用いてはならない。「画像図」は画像意匠の出願にしか使用でき

【画像左側面図】 【画像正面図】 【画像右側面図】



図 10 立体的な画像の出願例（審査基準第IV部第1章4.1.4）

ないので、注意が必要である⁽¹³⁾。

(3) 一意匠⁽¹⁴⁾

基本的な考え方について、従前と大きな違いはない。

① 画像意匠

- ・原則：二以上の異なる画像の用途を並列して記載すると、二以上の意匠を包含すると判断する
- ・例外：二以上の用途が同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、一意匠と扱う。

② 物品等の部分に画像を含む意匠

- ・二以上の物品又は建築物の用途を並列して記載すると、多意匠と判断される。
- ・「〇〇機能付き電子計算機」の場合、二以上の付加機能が同時に表示、使用される一の画像に係るものであるときは、一意匠と扱う。

(4) 類否判断

① 類似と判断される場合

以下の(i)~(iii)の要件に該当する場合、両意匠は類似すると判断される。

- (i) 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一であること
- (ii) 両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること
- (iii) 両意匠の形状等が同一又は類似であること

② 用途及び機能の類否判断

法改正により画像意匠が導入され、物品性要件は必ずしも意匠の成立要件ではなくなった。しかし、意匠法があくまで「用途・機能を有するカタチ」を保護する法律であるという枠組みは、何ら変わっていない。そのため、画像を含む意匠の類否を判断する際、画像の用途・機能を考慮する。カタチの類否はケースバイケースであるため、ここでは画像を含む意匠の用途・機能の類否について述べる⁽¹⁵⁾。

- ・用途及び機能に共通性があれば類似する
- ・用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品等の形状等の特徴として現れないような場合は、類似する
- ・明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、類似しない

図11の例は、画像意匠どうしの類否である。一般的な感覚では、商品を選択する機能と会議室を選択する機能とは必ずしも共通していないようにも思えるが、審査においては、選択する機能に共通性があるとして、類似と判断する。一般的な感覚よりも抽象的で広いように感じる。

類否が問題になるのは、画像意匠どうしの場合だけではない。画像意匠と物品等の部分に画像を含む意匠どうしの場合にも問題となる。画像の用途・機能（電子メール送受信機能）が同一又は類似の場合、画像と

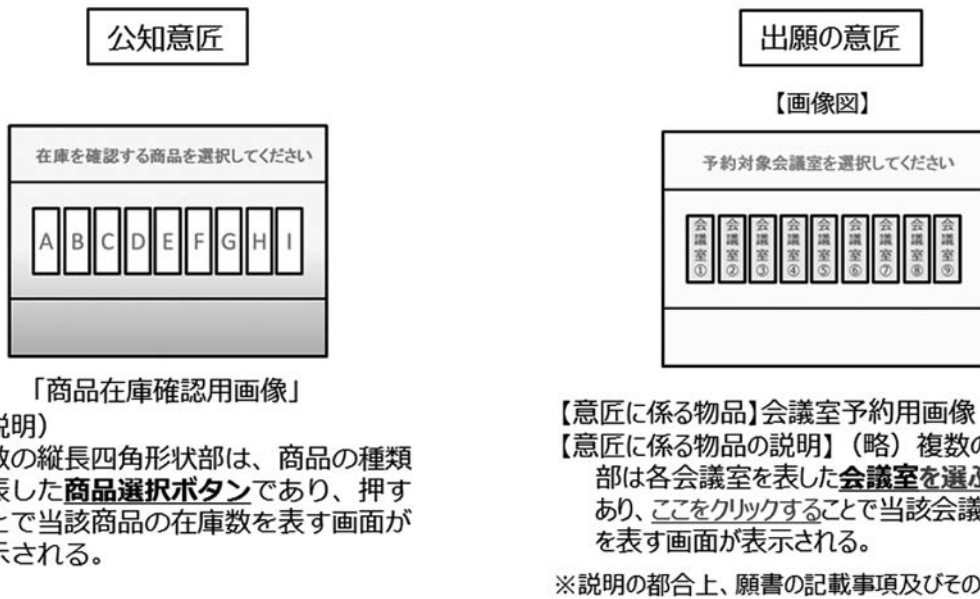


図 11 用途・機能が類似する例 (審査基準第Ⅳ部第 1 章 6.2.2.1)

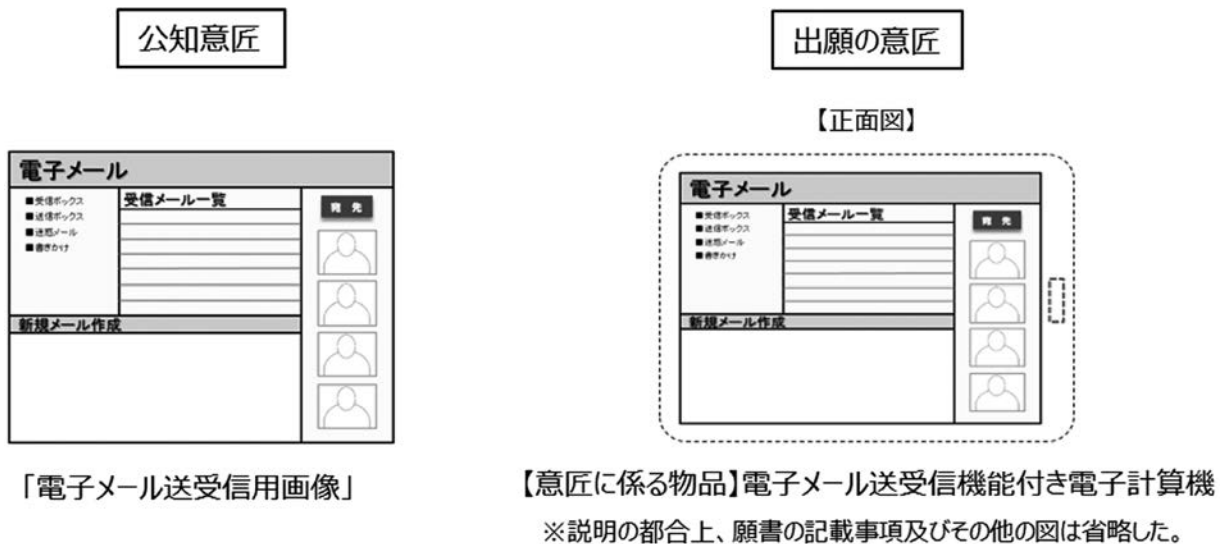


図 12 用途・機能が類似する例 (審査基準第Ⅳ部第 1 章 6.2.2.1)

その画像を含む電子計算機は用途・機能が類似すると判断される (図 12)。電子計算機は情報処理機能を有するが、あらゆる物品に付加される一般的な機能であり、物品の外観上の特徴に表れない機能だからである。つまり、用途・機能に差異はあるが、類否判断において小さく評価される。

これに対し、画像とその画像を含む冷蔵庫は、用途・機能が非類似と判断される (図 13)。食品等を保管し、冷蔵するという冷蔵庫特有のハードウェアに基づく用途・機能が、意匠の評価に大きな影響を与えるからである。

4. 弁理士が知っておくべきこと

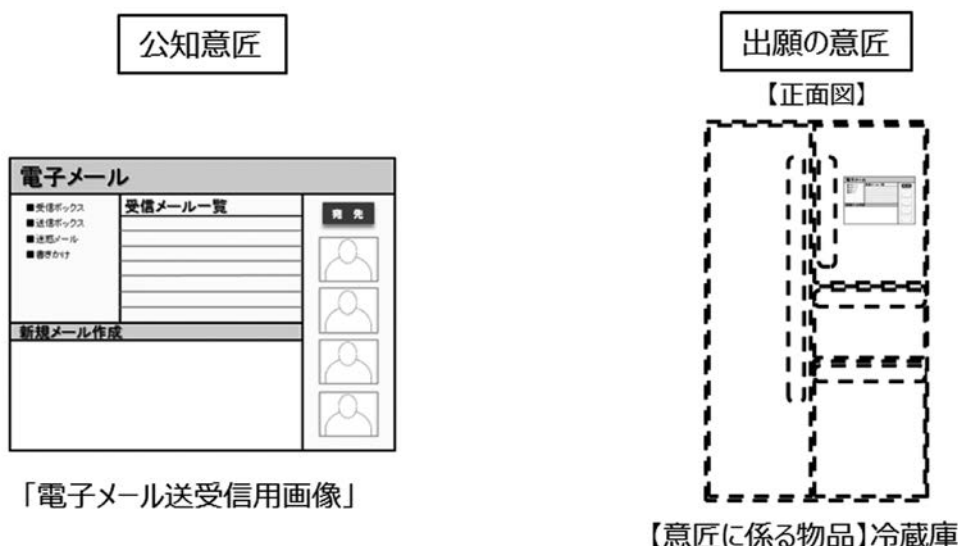
以上、駆け足で、法改正の経緯、改正法及び改訂審

査基準のポイントを見てきた。ここでは、これらを踏まえ弁理士が備えておくべきことについて述べる。

(1) アイコン 1 つに意匠権が発生するようになる商標専門の弁理士に改正法の話をした際、「アイコンは、これまで商標のクリアランスだけでよかったのに、意匠のクリアランスまでしなければならないのか」と、不平めいた感想を頂いた。確かにクリアランスの対象が増え、一見面倒なように見える。

しかし、意匠権をひとつ持つておけば、多区分の商標権を取得しなくても、第三者を牽制できるケースが出てくることも想定される。

商標専門の弁理士といえども、今後は意匠の知識も必要になるだろう。とはいえ、先行意匠調査は先行商



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

図 13 用途・機能が類似しない例（審査基準第Ⅳ部第 1 章 6.2.2.1）

標調査と勝手に異なる。例えば、商標調査の場合、指定商品役務が類似するかどうかは、類似群コードが一致するかどうかで判断する。これに対し、意匠調査の場合、用途・機能が共通しそうな分類を自分で見定める必要がある。紙幅の関係上、ここでは詳細に説明できないが、弁理士研修システムの E ラーニングなどをご覧いただきたい。

（２） クライアントのニーズに応えきれなくなる

冒頭で述べた通り、ウェブサイトの画像が保護対象に追加されたことにより、意匠法の当事者が爆発的に増加する。この点、新たに意匠法の保護対象に追加された建築物や内装においても、同じことがいえる。今後、意匠の重要性が社会に正しく理解され、意匠制度ユーザが激しく増加したとき、主に意匠を専門としている弁理士だけでは対応できなくなるだろう。主に意匠を専門としている弁理士の数は少なく、すぐにコンフリクトが発生するからである。伝手を頼っても、コンフリクトを理由に断られる、そのような事態が容易に想像できる。これは弁理士全体の問題である。普段は特許や商標を多く扱っている弁理士も、意匠案件に対応できるよう、前もって準備しておく必要がある。新しい意匠法を正しく理解しておかないと、クライアントのニーズに正しく応えられないおそれがある。

（３） 侵害警告が増えるおそれ

意匠制度は、画像意匠に門戸を開いた。しかし、画像意匠の当事者すべてが、クリアランスや出願をする

とは、到底考えられない。ウェブサイト制作者すべてが高い遵法意識をもってクリアランスをしたり、出願をしたりするといったことは、現実的ではない。そうすると、意匠権者から突然警告を受けるケースが増えるかもしれない。特許のクライアント、商標のクライアントが、突然意匠権侵害の警告を受けるのである。コンフリクトの問題等で意匠を専門としている弁理士が見つからない場合、適切に対応できるか。専門が意匠でなくとも、事前に対応を検討しておく必要がある。

5. おわりに

令和元年度意匠法改正のスケールは大きい。画像に留まらず、あらゆるポイントで改正がされている。令和 2 年 4 月 1 日に施行されたばかりであるから、「新しい意匠権」が登場するのはまだ先のことであり、未だ見通せないこともある。しかし、詳しくは他の稿も参考にされたいが、弁理士全体に与える影響は、決して小さくないと思われる。弁理士全体の問題として捉える必要がある。

（注）

(1)平成 10 年改正以前より画面デザインを保護する特許庁の運用として、昭和 61 年 3 月物品別意匠審査基準「2. 物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」及び「3. 液晶表示盤の画素に関する意匠の審査基準」並びに平成 5 年 3 月意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン基本編（追加版 1）液晶表示等に関するガイドライン。「画面デザイン」とあるが、令和元年度意匠法改正までは、あくまで物品の形態として、画像を保護する制度であった。

- (2) 平成 14 年 2 月「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン基本編（液晶表示等に関するガイドライン）（部分意匠対応版）」特許庁版
- (3) 平成 18 年法律改正（平成 18 年法律第 55 号）解説書 13 頁、14 頁
- (4) 平成 23 年改訂審査基準 74.1.1
- (5) 平成 23 年改訂審査基準 74.1.2
- (6) 平成 28 年改訂審査基準 74.4.1.1.1.2.3
- (7) 平成 28 年改訂審査基準 74.4.1.1.1.1

- (8) 平成 28 年改訂審査基準 74.4.1.1.1.2
- (9) 令和元年法律改正（令和元年法律第 3 号）解説書 74-76 頁
- (10) 令和 2 年改訂意匠審査基準第 IV 部第 1 章 3.1 及び同 3.2.1
- (11) 令和 2 年改訂意匠審査基準第 IV 部第 1 章 1
- (12) 令和 2 年改訂意匠審査基準第 IV 部第 1 章 4.1.1
- (13) 令和 2 年改訂意匠審査基準第 IV 部第 1 章 4.2.4
- (14) 令和 2 年改訂意匠審査基準第 IV 部第 1 章 5
- (15) 令和 2 年改訂意匠審査基準第 IV 部第 1 章 6.2.2

(原稿受領 2020.7.28)